

第2創業支援、廃業円滑化について

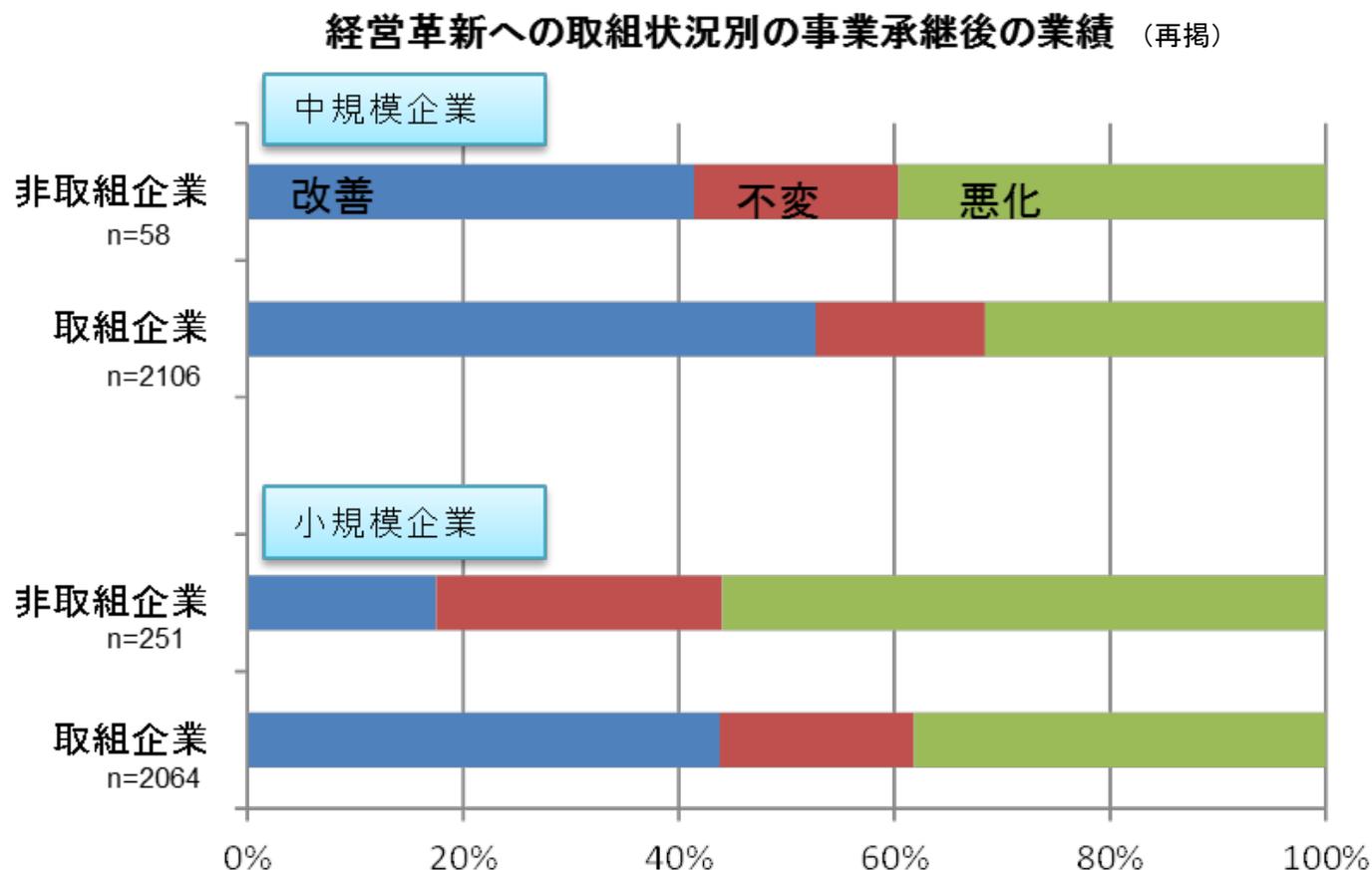
平成26年5月
中小企業庁

1. 事業承継を契機とした第2創業について

1-1. 事業承継後の経営革新の取組状況(事業承継後の経営革新の取組と業績との関係)

- 事業承継をした企業は、新たな取組(経営革新)が行われる傾向にある。
- さらに、小規模企業、中規模企業いずれであっても、新たな取組(経営革新)を行っている中小企業において、業績が改善と回答する割合は高い。

➡ 事業承継時が経営革新、新事業展開に取り組む好機。



(出典) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継」(2010)

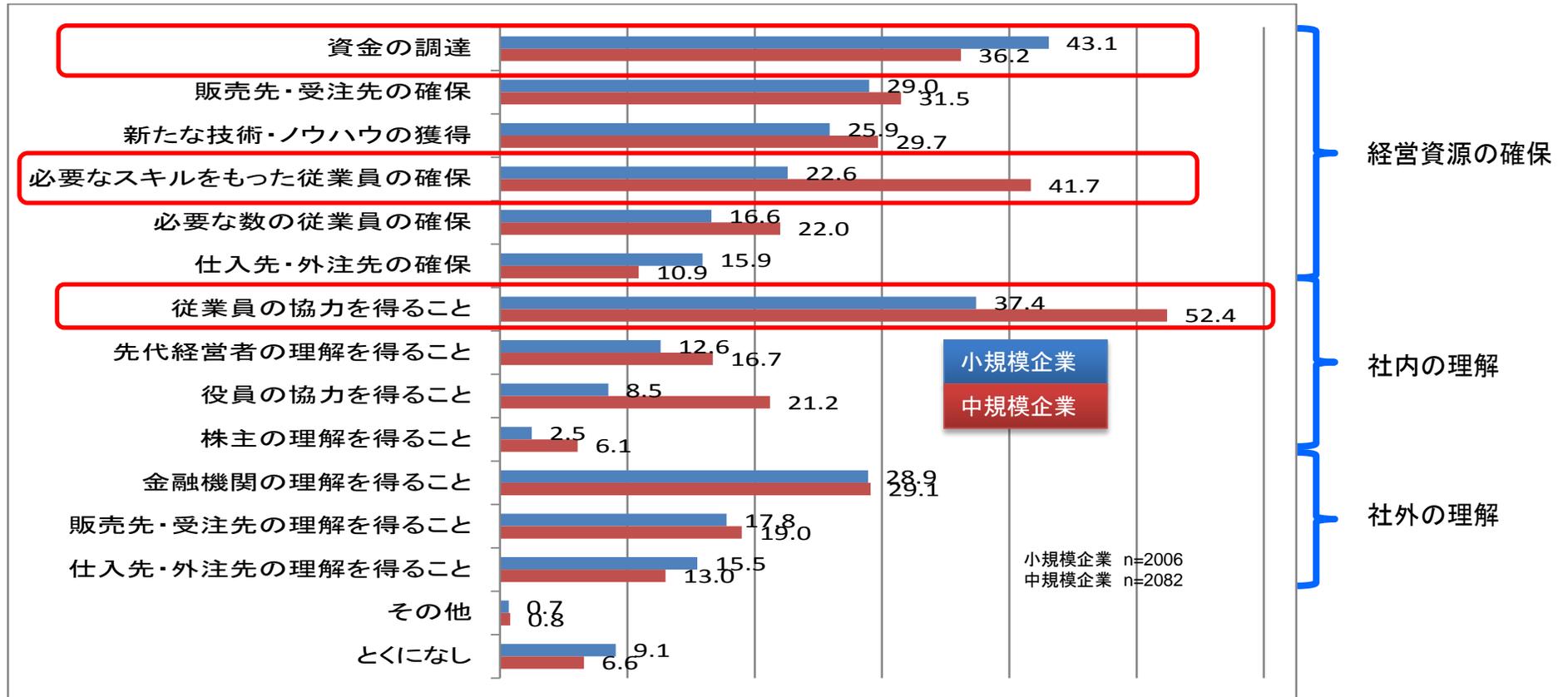
1-2. 事業承継を契機とした経営革新の取組にあたっての課題①

○実際に事業承継の際に新たな取組(経営革新)を行った企業における苦労した点は多岐にわたるが、小規模企業では、資金の調達や従業員の協力を得ることに苦労したとする回答が最も多く、中規模企業では従業員の協力を得ることや必要なスキルを持った従業員の確保に苦労したとする回答が最も多くなっている。

➡一方で、資金調達、従業員の協力ともに、事前に事業承継計画策定、金融機関等との調整が必要。

経営革新に取り組む上で苦労した課題(複数回答)

(再掲)



(出典)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継」(2010)

1-3. 事業承継を契機とした経営革新の取組にあたっての課題②(事例紹介)

○回答の多かった資金の調達には様々な要因があるが、既存事業のスクラップ等による設備廃棄等の費用も含まれる。

○また、第2創業時に既存事業の見直しを伴うような場合には資金調達で苦労する局面が多い。

事例1: 不採算部門からの撤退

<A社>(鶏卵販売業)

先代社長が過剰投資により経営が悪化。鶏卵業の不振により、経営破綻の危機に。

2009年に事業承継したのを機に、現経営者が鶏卵販売業からの撤退(設備廃棄、再生コンサルへの依頼、取引精算)を英断。

雇用維持の観点から、既存ノウハウを活かし、他食品の卸売・物流業に集約し、経営再建に成功。

※1 設備廃棄に要した費用: 約950万円

※2 再生コンサルティング会社への依頼費用: 約1,000万円



事例2: 事業承継を機とした設備投資

<B社>(食品小売会社)

先代と息子で事業を営んでいたが、先代が病気になったことを機に、息子に事業承継。

後継者である息子は事業承継後、新商品の開発や、ホームページの作成、売れ行きの良い商品、売れ行きが悪い商品の整理などで経営努力をする一方、300万円ほどかけ店の内装を変えると共に、商品の陳列棚もより商品が見やすいものに変えた。



1-4. 政府における支援状況

(1) 予算

<創業促進補助金> 〔平成24年度補正予算:200億円 平成25年度補正予算:44億円〕

- ・地域活性化や海外需要の獲得を目指す創業(第2創業含む)へのチャレンジを支援。
- ・チャレンジ精神あふれる若い経営者やしっかりと事前準備に取り組んだ経営者等の第2創業の取組はさらに手厚い措置を検討。

対象経費

店舗借入費、設備費(内装・外装工事含む)、人件費、マーケティング調査費、広報費、旅費、謝金等

補助上限額

200万円

補助率

3分の2

(2) 資金調達支援

<新事業活動促進資金>

- ・経営多角化、事業転換などにより、第2創業を図る事業者の設備資金および運転資金を融資。利用者のさらなる増加を図るため、利率の引下げを検討。

<中小企業信用保険法の特例>

- ・事業承継により緊急的に発生する多額の資金需要に対応するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者における事業資金に係る信用保険枠を別枠化。

(3) 税制

<中小企業投資促進税制>

- ・生産性向上に資する設備を購入した際、償却費の追加もしくは税額控除が可能。

<商業・サービス業活性化税制>

- ・商業・サービス業を営む方々が支援機関の助言を受けて投資をした設備について償却費の追加または税額控除が可能。

<所得拡大促進税制>

- ・ハローワークに新しく従業員を雇う計画を提出し、従業員を雇うと税額控除が可能。

(4) ソフト支援

<地域創業促進支援(創業スクール)>

- ・各地域の商工会・商工会議所などの支援機関や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者が、創業に必要な基本的知識からビジネスプランの作成支援までを実施。

参加料

- ・ベーシックプラン(全12回):1万円
- ・再チャレンジ向け(全8回):5千円
- ・女性向け(全12回):1万円

1-5. 事業承継を契機とした第2創業の後押しの強化に向けて(論点)

- 後継者が事業承継を契機とした経営革新を行うにはリスクが伴うため、予算や金融支援等の施策メニューをさらに充実させることができないか。
- 計画的な事業承継をさらに促進させるため、施策にインセンティブをつけることはできないか。

例1: 創業促進補助金の拡充

- ・チャレンジ精神あふれる若い経営者やしっかりと事前準備に取り組んだ経営者等の第2創業の取組みを、より手厚く支援。
- ・後継者が不採算部門から撤退する際、既存事業の設備廃棄等にかかる費用を創業補助金の対象に追加。
- ・一過性のものとなっている本措置を恒常的な措置にすることができないか。

例2: 新事業活動促進資金の拡充等による第2創業支援強化

- ・日本政策金融公庫の「新事業活動促進資金」における、第2創業関連融資について、利率の引き下げにより利用者の増加を図る。

・現行利率(※)・・・基準利率-0.4%(特利①)

※融資期間5年の場合、基準利率1.6%のところ1.2%を適用

【貸付実績(25年度)】

・2,311件 ・28,047百万円

- ・信用保証において、事業承継を支援する「経営承継安定関連保証」について、廃業資金も含めて対象を拡大。

【利用実績(25年度)】

・2件 ・112百万円

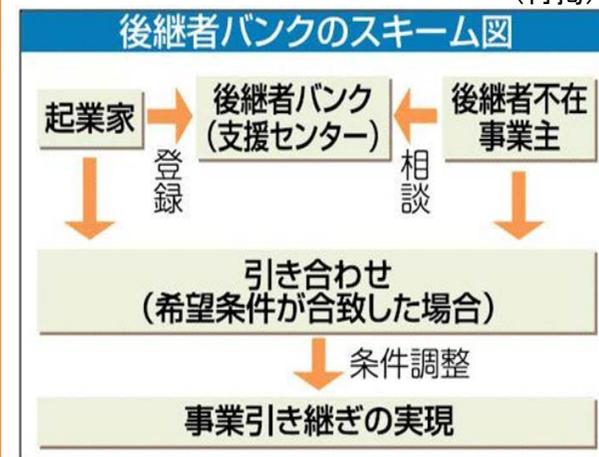
※保証承諾額、保険引受額は同じ

例3: 後継者人材バンクの開設

- ・創業希望者をプールした「後継者人材バンク」を開設し、やる気のある新経営者による事業承継を応援。

※全国300箇所の創業スクール(参加者目標約1.3万人)と連携。

(再掲)



※本年4月より静岡県事業引継ぎ支援センターにおいて創設。

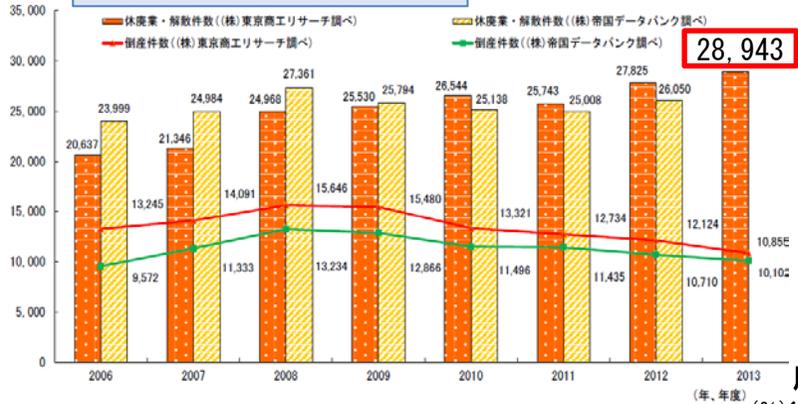
2 廃業について

2-1. 廃業等の現状

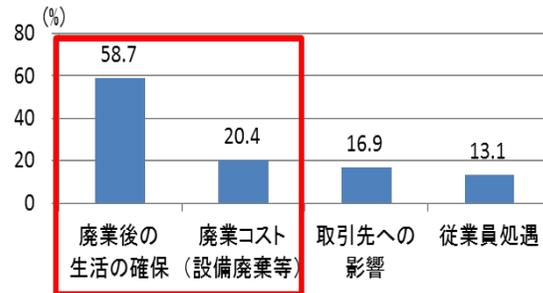
- 中小企業・小規模事業者は地域経済の担い手。地域経済の維持・発展のためには、収益を上げ、雇用を支える中小企業者等については、その事業継続を支援することが必要。このため、事業承継、M&Aの円滑化等の施策を講じてきたところであり、今後一層力を入れていく必要がある。
- 他方、事業経営の行き詰まり等により、活力が低下している事業体については、再生等の措置を講じてもなお、やむをえず廃業に至るケースには、廃業にあたっての障害を緩和するセーフティネットを講ずることにより、円滑な廃業等の下支えや、経営者の再起業(再チャレンジ)を含めた新陳代謝の促進を図ることも必要。
- 現状では、年間約3万者が廃業しているものの、廃業にあたっては主に生活資金や廃業コストに対して不安がある。
- また、廃業にあたっては様々な手続き等の専門知識が必要だが、家族・親族以外に相談できておらず、専門的なアドバイスを十分受けられていない可能性。

休廃業・解散件数は年間約3万者

休廃業・解散、倒産件数の推移



廃業する場合の不安 (引退にあたっての課題は「生活資金」と「廃業コスト」)



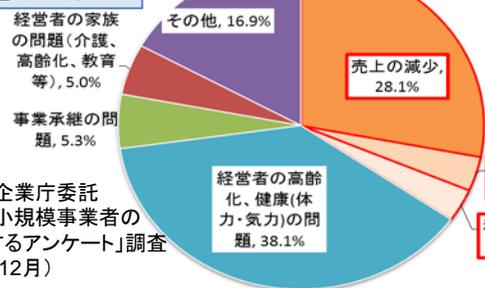
資料:「中小企業の事業承継に関する調査」(2014年2月、(株)野村総合研究所)

廃業にあたっての一般的な手続きフロー

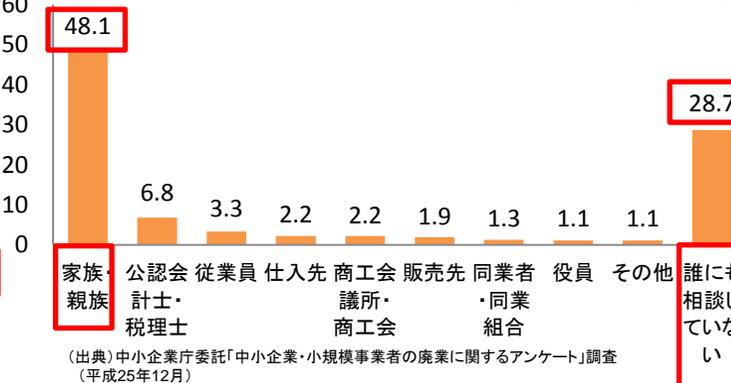


廃業が既存事業の低迷を理由とする者は34.7%

廃業の可能性を感じたきっかけ



廃業相談は、家族・親族(5割)か、誰にも出来ていない(3割)状況。廃業手続等、専門的内容の相談先は不足。



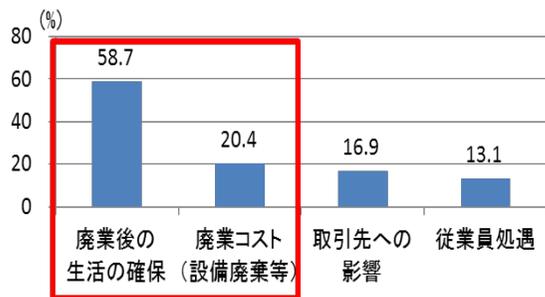
(出典)中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者の廃業に関するアンケート」調査(平成25年12月)

2-2. 廃業等の課題と対応①(廃業後の生活資金確保)

- 廃業する場合の不安として第一にあげられているのが「廃業後の生活資金確保」。
- この課題に対応するため、小規模企業経営者向けの退職金制度である「小規模企業共済制度」(全国約122.5万人が加入)の整備・運用を実施。利用者からは、生活資金確保等に貢献しているとの評価を得ているところ。
- 小規模企業共済制度に加え、廃業時に、廃業者が一定の生活費の確保や、「華美でない」自宅に住み続けられるよう、昨年12月に「経営者保証ガイドライン」を策定したところ(本年2月より施行)。

廃業する場合の不安(再掲)

(引退にあたっての課題は「生活資金」と「廃業コスト」)



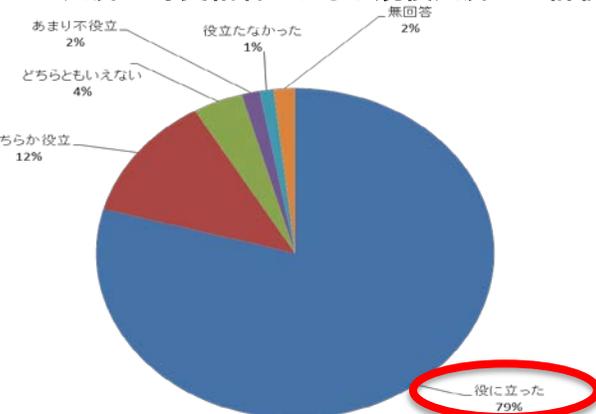
資料:「中小企業の事業承継に関する調査」(2014年2月、(株)野村総合研究所)

小規模企業共済制度の概要

小規模事業者の約4割に相当する約122.5万人が加入。
小規模事業者の経営者が廃業、事業承継により引退する際に共済金を支給。
(年間約6.4万件、約6417億円(平成24年度))



共済金等受給者による小規模共済への評価



(独)中小機構「小規模企業共済に関するアンケート調査」

さらなる対応の方向性(例)

○小規模企業共済制度の加入促進

- ・小規模共済制度は、廃業後の生活支援として機能する一方、加入者は小規模企業の約4割にとどまる。
- ・より多くの経営者に本制度を利用してもらうよう、加入手続簡素化(インターネット加入等)等を検討してはどうか。

※事業承継により引退する個人事業者への支援強化

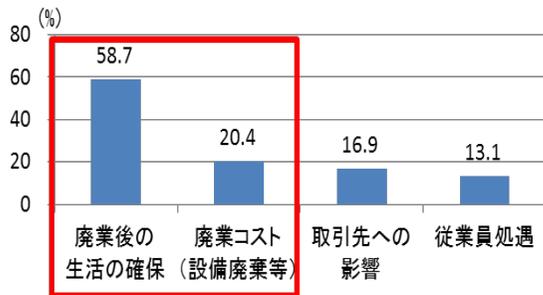
- ・現行制度では、個人事業主が、親族外承継等により廃業する場合は共済金が満額支給(A共済)される一方、親族内承継時(いわゆる隠居)には、後継者からの生活支援が期待されるため、支給金額が低い(準共済)状況。
- ・個人事業主の多くは親族内承継の意向が強いことを踏まえ、親族内承継時の支給金額を引き上げてはどうか。

2-3. 廃業等の課題と対応②(廃業コスト負担への対応)

- 廃業する場合の不安として、「廃業後の生活確保」に次いで、廃業コスト(設備廃棄等)負担もあげられているところ。
- 一方、「廃業時の備え」としての役割を担う小規模企業共済制度においては、廃業後の生活資金の手当て中心であり、廃業コスト支援に活用されていない。
- これに対して、民間では「カーテンコール融資」のような取組みもみられているところ。

廃業する場合の不安(再掲)

(引退にあたっての課題は「生活資金」と「廃業コスト」)



資料:「中小企業の事業承継に関する調査」(2014年2月、(株)野村総合研究所)

小規模共済金の使途



資料:「小規模企業共済制度に関するアンケート」
(中小企業基盤整備機構)

<大垣共立銀行>事業整理支援ローン(カーテンコール)

以下の要因等から「自主廃業」を選択する事業者への資金支援を通じて、前向きな(早い時機での)「自主廃業」が円滑に進むことへのサポートを目的とした制度。

- ①先行き不透明な経営環境下、今後の事業展望が描きづらい「業績不振」からの脱却が困難であるとの経営判断(見通し)をせざるを得ない
- ②「後継者不在」等で事業承継対策ができない

さらなる対応の方向性(例)

- 小規模企業共済制度において、掛金の一定程度を上限に、加入者に低利で融資する「契約者貸付制度」を改正し、「カーテンコール融資」になった「廃業円滑化貸付」をするなどの支援は考えられないか。

(小規模企業共済契約者貸付け制度の概要)

名称	使途	金利	件数(24年度)	金額(24年度)
一般貸付	事業資金(設備取得・運転)	1.5%	13.1万件	4461億円
緊急経営安定貸付	業績悪化時における運転資金等	0.9%	199件	9.5億円
その他特別貸付(※)	事業資金(設備取得・運転)	0.9%	44件	1.9億円

(※) 傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、事業承継時貸付け

(※) 金利は、平成25年5月時点。

2-4. 廃業等の課題と対応③(廃業にかかる相談窓口)

○経営が悪化した場合の専門的なアドバイスを受けるための相談窓口として、主要商工会議所・商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されているところ。(廃業にかかる相談も可能。)

経営安定特別相談室

概要

・様々な理由により経営難に直面している中小企業・小規模事業者が、弁護士や税理士等の専門家から、経営の立て直しや廃業等の相談を無料で受けることが可能。

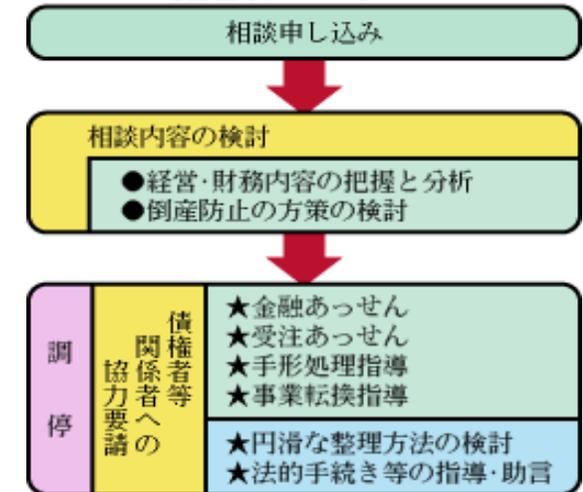
支援内容

・財務分析、事業転換などの指導、受注あっせん、倒産関係法律の手続き等の相談に応じ、問題の解決を支援。

相談等実績(平成24年度)

・受付件数:2,218件 ・相談回数:5,266回

相談システム



さらなる対応の方向性(例)

- ①今後、「よろず支援拠点」や「経営革新等支援機関」等の中小企業支援機関においても、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の廃業を含む、幅広い相談に対応するための体制を構築できないか。
- ②企業名や相談内容が絶対に外部に漏れることがない等を、さらに周知することにより、廃業検討者が相談前に抱く不安を払拭できないか。
- ③廃業にあたっての手続き等を整理した冊子等を作成の上、支援機関を通じて配付できないか。 等